

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：柳井地域広域水道用水供給事業会計

事業名	用水供給事業		
事業開始年月日	H12.8.1供用開始	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 非適用
団体名	柳井地域広域水道企業団	職員数 (H19.4.1現在)	8
構成団体名	柳井市・周防大島町・岩国市・上関町・田布施町・平生町		

- 注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等 平成18年度

資本費	130.8	公営企業債現在高（百万円）	15971
累積欠損金（百万円）	1740	利益剰余金又は積立金（百万円）	13
不良債務（百万円）	0	財政力指数	0.4
資金不足比率（％）	0	実質公債費比率（％）	18.6
		経常収支比率（％）	95.2

- 注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
 3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	柳井地域広域水道用水供給事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度から平成23年度まで
計画策定責任者	企業長 河内山哲朗
既存計画との関係	
公表の方法等	次回議会において説明、ホームページ等にて公表予定
基本方針	当企業団は、平成12年8月より供給を開始しており、当初より健全な経営に努めてまいりましたが、膨大な施設建設費による借入金の返済に加え、低迷する経済、少子・高齢化による人口の減少等、社会経済情勢の悪化により、当企業団、構成団体とも大変厳しい財政運営を強いられています。しかしながら、水道事業は、市民のライフラインであり、将来にわたって安全で良質な水を安定して供給するため、積極的に経営改善に取り組み、計画的・効率的な水道事業運営が図られるようここに経営健全化計画を策定するものです。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額				0
	補償金免除額				0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	147	148		295

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債(用水供給事業)	340,935	186,565	558,880	1,086,380
合 計 (A)		340,935	186,565	558,880	1,086,380
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		340,935	186,565	558,880	1,086,380

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債(用水供給事業)	498,732	138,043		636,775
合 計 (A)		498,732	138,043	0	636,775
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		498,732	138,043	0	636,775

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容				
財務上の特徴	約32キロの遠距離導水及び総延長約101キロの広範囲な送水の施設建設のため、資本費や元金返済にかかる部分が大きく高料金とならざるを得ないため、資金ベースにより供給単価を決定し、供給単価を抑制しています。そのため、当面、赤字経営ではあるが、資金不足とはなっておらず、経費節減等企業努力及び資本費の減少に伴い、徐々に純損失も減少しています。				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>施設更新の財源確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 日常点検、定期の保守点検により、機器の使用年数を延長したりと、現在、更新時期の見直しをしていますが、膨大な施設のため、費用も多額となります。機器及び施設の更新にかかる費用の財源確保が大きな課題です。 </td> </tr> </table>	課 題	施設更新の財源確保	日常点検、定期の保守点検により、機器の使用年数を延長したりと、現在、更新時期の見直しをしていますが、膨大な施設のため、費用も多額となります。機器及び施設の更新にかかる費用の財源確保が大きな課題です。	
	課 題	施設更新の財源確保			
	日常点検、定期の保守点検により、機器の使用年数を延長したりと、現在、更新時期の見直しをしていますが、膨大な施設のため、費用も多額となります。機器及び施設の更新にかかる費用の財源確保が大きな課題です。				
	<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>水価の安定</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 17年度企業団営水道用水供給事業の全国平均は94.7m³/円であり、当企業団の供給単価120m³/円は、非常に高料金となっています。資本費にかかる部分が大きく、高料金とならざるを得ないが、いかに水価の安定、適正な料金設定をするかが課題です。 </td> </tr> </table>	課 題	水価の安定	17年度企業団営水道用水供給事業の全国平均は94.7m ³ /円であり、当企業団の供給単価120m ³ /円は、非常に高料金となっています。資本費にかかる部分が大きく、高料金とならざるを得ないが、いかに水価の安定、適正な料金設定をするかが課題です。	
	課 題	水価の安定			
	17年度企業団営水道用水供給事業の全国平均は94.7m ³ /円であり、当企業団の供給単価120m ³ /円は、非常に高料金となっています。資本費にかかる部分が大きく、高料金とならざるを得ないが、いかに水価の安定、適正な料金設定をするかが課題です。				
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>欠損金の解消</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 供給単価を抑制するため、資金ベースにより供給単価を決定しているため、毎年純損失が発生し、欠損金も増加する。累積欠損金比率145.9%と企業団営水道用水供給事業の全国平均の33.4%に比較して、非常に悪く、欠損金の解消となる健全な経営が課題です。 </td> </tr> </table>	課 題	欠損金の解消	供給単価を抑制するため、資金ベースにより供給単価を決定しているため、毎年純損失が発生し、欠損金も増加する。累積欠損金比率145.9%と企業団営水道用水供給事業の全国平均の33.4%に比較して、非常に悪く、欠損金の解消となる健全な経営が課題です。		
課 題	欠損金の解消				
供給単価を抑制するため、資金ベースにより供給単価を決定しているため、毎年純損失が発生し、欠損金も増加する。累積欠損金比率145.9%と企業団営水道用水供給事業の全国平均の33.4%に比較して、非常に悪く、欠損金の解消となる健全な経営が課題です。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>維持管理費の縮減</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 適正、確実に管理運営を行う中で、動力費等の経費節減により、遠距離導水及び広範囲な送水施設の維持管理費をいかに縮減するかが課題です。 </td> </tr> </table>	課 題	維持管理費の縮減	適正、確実に管理運営を行う中で、動力費等の経費節減により、遠距離導水及び広範囲な送水施設の維持管理費をいかに縮減するかが課題です。		
課 題	維持管理費の縮減				
適正、確実に管理運営を行う中で、動力費等の経費節減により、遠距離導水及び広範囲な送水施設の維持管理費をいかに縮減するかが課題です。					
<table border="1"> <tr> <td>課 題</td> <td>収益の確保</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> 末端の水道料金の高騰につながるため、供給単価の値上げによる増収は難しいため、その他の収入による収益確保が必要です。 </td> </tr> </table>	課 題	収益の確保	末端の水道料金の高騰につながるため、供給単価の値上げによる増収は難しいため、その他の収入による収益確保が必要です。		
課 題	収益の確保				
末端の水道料金の高騰につながるため、供給単価の値上げによる増収は難しいため、その他の収入による収益確保が必要です。					
留意事項					

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率	(%)	68.2	70.0	72.3	74.1	76.9	74.1	75.9	77.4	80.5	83.3	
総収支比率(法適用)	(%)	79.9	81.3	84.2	84.8	87.9	84.7	84.9	85.9	88.5	91.1	
経常収支比率(法適用)	(%)	79.9	81.3	84.2	84.8	87.9	84.7	84.9	85.9	88.5	91.1	
営業収支比率(法適用)	(%)	100.7	101.6	105.1	106.1	110.1	102.4	101.5	101.9	104.8	107.2	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	59.5	86.4	109.4	130.5	145.9	166.1	187.7	206.5	221.1	231.5	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	19.3	17.8	16.7	15.8	14.8	13.9	12.9	12.0	11.1	10.2
	うち基準内繰入金	(%)	6.7	5.8	5.1	4.6	4.2	3.8	3.2	2.8	2.3	1.9
	うち基準外繰入金	(%)	12.7	12.0	11.6	11.2	10.6	10.1	9.7	9.2	8.8	8.3
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	100.0	100.0	100.0	59.0	57.6	67.5	68.4	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金	(%)	44.3	42.0	40.6	23.1	22.3	26.2	27.3	42.1	40.4	40.7
	うち基準外繰入金	(%)	55.7	58.0	59.4	35.9	35.4	41.3	41.1	57.9	59.6	59.3
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価₁ / 給水原価₂ × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	経営基盤の安定を図るため責任水量制により、供給単価120円/m ³ で、基本水量26,990m ³ の料金収入を見込んでいます。供給単価については、構成団体の給水料金の高騰を避けるため、期間3ヵ年毎の資金ベースにより算出していますが、平成27年度までは、現行の料金で運営していきます。
2 他会計繰入金の見込み	基準内繰入金については、地方公営企業繰出基準第1条第4項に基づく構成団体からの繰入金で、平成32年度まで見込んでいます。基準外繰入金については、柳井地域広域水道水源費補助金交付要綱に基づく山口県からの元利補給金が平成42年度まで見込み、共同施行した山口県企業局の工業用水施設の維持管理負担金は、取水・導水施設の維持管理に係る費用により、毎年見直しをしています。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込みはありません。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	構成団体の水質検査を受託しており、水質検査等の受託に関する規程により、手数料収入を見込んでいます。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="147 296 611 1093"> <tr> <td data-bbox="147 296 611 424">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="611 296 2136 424">職員定数25名のところ、施設の維持管理を民間に委託することにより、現在8名(うち2名は構成団体より管理職の派遣)の職員で運営しています。当面、削減の予定はないが、今後も委託内容を十分検討の上、定員管理の適正化に努めます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 424 611 531">給与のあり方</td> <td data-bbox="611 424 2136 531"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 531 611 671">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="611 531 2136 671">平成18年4月から給料表の見直しを行い、国家公務員の給与構造改革に準じた措置を実施しています。今後も、国の構造改革を踏まえた給与制度を導入し、給料表の見直しや勤務成績に応じた昇給制度の見直しなどを行います。地域手当については該当ありません。特殊勤務手当については、給与条例に準じ支給していますが、業務内容、職務の困難性のとらえ方などが時代の変化により必ずしもその趣旨に適合していないと認められるものについて、現在、見直しの検討をしています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 671 611 812">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="611 671 2136 812">技能労務職員はいません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 812 611 952">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="611 812 2136 952">退職手当の支給水準や退職時特昇については、国に準じた見直しを実施しています。また、新たな給与制度との関連を踏まえ、国に準じた退職手当制度とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 952 611 1093">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="611 952 2136 1093">山口県市町村職員組合の事業主負担を規定どおりに納付しています。</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	職員定数25名のところ、施設の維持管理を民間に委託することにより、現在8名(うち2名は構成団体より管理職の派遣)の職員で運営しています。当面、削減の予定はないが、今後も委託内容を十分検討の上、定員管理の適正化に努めます。	給与のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年4月から給料表の見直しを行い、国家公務員の給与構造改革に準じた措置を実施しています。今後も、国の構造改革を踏まえた給与制度を導入し、給料表の見直しや勤務成績に応じた昇給制度の見直しなどを行います。地域手当については該当ありません。特殊勤務手当については、給与条例に準じ支給していますが、業務内容、職務の困難性のとらえ方などが時代の変化により必ずしもその趣旨に適合していないと認められるものについて、現在、見直しの検討をしています。	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職員はいません。	退職時特昇等退職手当のあり方	退職手当の支給水準や退職時特昇については、国に準じた見直しを実施しています。また、新たな給与制度との関連を踏まえ、国に準じた退職手当制度とします。	福利厚生事業のあり方	山口県市町村職員組合の事業主負担を規定どおりに納付しています。	
地方公務員の職員数の純減の状況	職員定数25名のところ、施設の維持管理を民間に委託することにより、現在8名(うち2名は構成団体より管理職の派遣)の職員で運営しています。当面、削減の予定はないが、今後も委託内容を十分検討の上、定員管理の適正化に努めます。												
給与のあり方													
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年4月から給料表の見直しを行い、国家公務員の給与構造改革に準じた措置を実施しています。今後も、国の構造改革を踏まえた給与制度を導入し、給料表の見直しや勤務成績に応じた昇給制度の見直しなどを行います。地域手当については該当ありません。特殊勤務手当については、給与条例に準じ支給していますが、業務内容、職務の困難性のとらえ方などが時代の変化により必ずしもその趣旨に適合していないと認められるものについて、現在、見直しの検討をしています。												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職員はいません。												
退職時特昇等退職手当のあり方	退職手当の支給水準や退職時特昇については、国に準じた見直しを実施しています。また、新たな給与制度との関連を踏まえ、国に準じた退職手当制度とします。												
福利厚生事業のあり方	山口県市町村職員組合の事業主負担を規定どおりに納付しています。												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等 <table border="1" data-bbox="147 1198 611 1476"> <tr> <td data-bbox="147 1198 611 1340">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="611 1198 2136 1340">課題 の取り組みとして、動力費について、平成18年度に第一調整池の電力の契約方法を変更するなど、年間約70万円の節減をしています。その他の施設についても、節減となる場所がないか検討しています。委託料について、機器等の保守点検を、状況をよく把握し、延長できるものは延長する、また、汚泥処理について、汚泥掻き機の運転方法等工夫し、搬出量及び搬出回数を減少させることにより、委託料の縮減を検討しています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="147 1340 611 1476">指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用</td> <td data-bbox="611 1340 2136 1476">現在、施設の維持管理を民間委託しており、指定管理者制度やPFIの活用は検討していませんが、委託の内容については、新規に委託できる業務、削減できる業務等十分検討を行います。</td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題 の取り組みとして、動力費について、平成18年度に第一調整池の電力の契約方法を変更するなど、年間約70万円の節減をしています。その他の施設についても、節減となる場所がないか検討しています。委託料について、機器等の保守点検を、状況をよく把握し、延長できるものは延長する、また、汚泥処理について、汚泥掻き機の運転方法等工夫し、搬出量及び搬出回数を減少させることにより、委託料の縮減を検討しています。	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	現在、施設の維持管理を民間委託しており、指定管理者制度やPFIの活用は検討していませんが、委託の内容については、新規に委託できる業務、削減できる業務等十分検討を行います。									
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題 の取り組みとして、動力費について、平成18年度に第一調整池の電力の契約方法を変更するなど、年間約70万円の節減をしています。その他の施設についても、節減となる場所がないか検討しています。委託料について、機器等の保守点検を、状況をよく把握し、延長できるものは延長する、また、汚泥処理について、汚泥掻き機の運転方法等工夫し、搬出量及び搬出回数を減少させることにより、委託料の縮減を検討しています。												
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	現在、施設の維持管理を民間委託しており、指定管理者制度やPFIの活用は検討していませんが、委託の内容については、新規に委託できる業務、削減できる業務等十分検討を行います。												

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題 の取り組みとして、平成18年度より、構成団体の水質検査を受託しており、その手数料収入を見込んでいます。 課題 のとおり、当企業団の供給単価は、全国平均と比較して高料金です。経費の縮減及び資金ベースでの料金設定により、適正な料金設定とし
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 経営健全化や財務状況に関する情報公開 行政評価の導入	経営健全化計画については、ホームページや各種会議等を通じて情報公開を行う予定。財務状況については、当企業団事業概要の配布、各種会議、イベント等において公開しています。 現在、導入の検討はしていませんが、行政評価の趣旨や内容をよく理解したうえで、当企業団の特徴を踏まえ、検討を行う必要があります。
5 その他	企業債利息の負担減のため、借換債、補償金免除の繰上償還を積極的に活用し、資本費の削減を図ります。

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	人件費の総額の削減として、特殊勤務手当の見直しを検討しています。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	動力費、委託料等の維持管理費等縮減、水質検査受託の手数料による増収により繰越欠損金の解消に努めています。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰入金のうち、山口県企業局の工業用水施設の維持管理負担金については、取水、水道施設の維持管理にかかる費用により毎年見直しをしています。
4 その他	

注1 上記各項目には、で採り上げた経営課題に対応する取組としてに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率		1.7										
	改善額(料金の適正化) 1		20				20						
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額	482	489	493	499	503							
	改善額(負担金の確保等) 7	18	7	4	6	4	39						
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他(水質検査手数料)					4		10	10	10	10	10	
	改善額					4	4	6	6	6	6	6	30
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	72	62	64	64	54							
	改善額		10			10	20						
	給与水準												
	改善額		2			1	3						
	その他(職員数の削減)												
	改善額		8			9	17						
	職員給与費(退職手当)	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	
	職員数(人)	10	9	9	9	8		8	8	8	8	8	8
	増減数(人)		-1			-1	-2						
	維持管理費等	140	171	144	151	140							
	改善額(適正化)	34		27		11	72						
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他												
	改善額												
	累積欠損金比率	59.5	86.4	109.4	130.5	145.9		166.1	187.3	205.9	220.2	230.6	
	増減	31.1	26.9	23	21.1	15.4		20.2	21.2	18.6	14.3	10.4	
	企業債現在高	18,665	18,150	17,516	16,776	15,971		14,759	13,963	13,141	12,293	11,417	
	増減	-423	-515	-634	-740	-805		-1,212	-796	-822	-848	-876	
	計画前5年間改善額 合計						255						30
	改善額 合計												0
	(参考) 補償金免除額												0

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成21年度 (計画第4年度)	平成22年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	66	66	66	66	65	66	66	66	66	65
年間総有収水量(千m ³)	9854	9879	9858	9851	9851	9878	9851	9851	9851	9878
公称施設能力(m ³ /日)	30000	30000	30000	30000	30000	30000	30000	30000	30000	30000
1日最大配水量(m ³ /日)	26668	25342	26931	27814	28071	28197	28259	28290	28304	28304
最大稼働率(%)	88.9	84.5	89.8	92.7	93.6	94	94.2	94.3	94.3	94.3
供給単価(円/m ³)	118	120	120	120	120	120	120	120	120	120
給水原価(円/m ³)	183	180	173	169	162	167	164	160	154	148

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。